

所沢市立地適正化計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、所沢市（以下「本市」という。）が発注する「所沢市立地適正化計画策定支援業務」について、専門的な知識や経験等を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（企画提案）方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 目的

本業務は、本市の都市計画マスタープランに掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の街づくりの実現に向けて、人口分布、公共交通及び人々の生活圏など本市の特性を踏まえ、人口減少・超高齢社会に対応した持続可能な都市構造の構築に係る総合的な取組を推進するため、都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）第81条第1項に基づく「所沢市立地適正化計画」（以下「本計画」という。）の策定について支援することを目的とする。

なお、本計画の策定は令和4年度から2か年を予定している。

3 委託概要

業務委託名

所沢市立地適正化計画策定支援業務委託

業務場所

本市全域

委託内容

仕様書のとおり

委託期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

契約日については、本業務委託の実施にあたり、国土交通省への補助金交付申請を行うため、当該補助金に係る交付決定を収受した以降とする。

予定金額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

上記の金額を超えての提案は無効とする。

支払方法

業務完了払

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、本業務委託の趣旨を理解し、企画提案書の提出日から契約締結日までの期間において、次の事項を全て満たしていることとする。

令和3・4年度所沢市競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント」に登録されている者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

公告の日から選定結果通知の日までの期間に、本市の指名停止等の処置を受けていない者

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者

国税及び地方税に滞納が無いこと

所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条の規定に反していない者

業務の担当を予定する管理技術者及び照査技術者が、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有していること

5 スケジュール

事業者の選定に係るスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程（予定）
実施要領の公表	令和4年 4月 8日（金）
質疑受付	令和4年 4月14日（木）
質疑回答	令和4年 4月21日（木）
参加申込・企画提案の提出期限	令和4年 4月28日（木）
一次審査（書類審査）結果の通知	令和4年 5月13日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和4年 5月23日（月）
最終審査結果の通知	令和4年 5月30日（月）
契約締結	令和4年 6月上旬

6 質疑受付

令和4年4月14日(木)午前0時から午後12時までに電子メールにて質問書(様式1)を送付すること。なお、質問を送付した場合は、到達確認のため、令和3年4月15日(金)午前9時から午前10時までに電話にて確認すること。

7 質疑回答

令和4年4月21日(木)午後4時までに本市のホームページで回答する。

8 参加申込・企画提案について

受付期限

令和4年4月28日(木)午後5時必着

持参の場合は午前9時から午後5時まで(土曜及び日曜を除く)

提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は到達したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合について本市は責任を負わないものとする。

提出物

提出物は下記 ~ に示すものとする。

参加希望書(様式2)

企画提案書

ア 様式は自由とする。

イ 企画提案は2年計画の内容とする。

ウ 原則として紙面はA4版・両面で作成し、24ページ以内(表紙、目次は除く。)とすること。

見積書

ア 仕様書及び業務計画を参考に2年計画で作成すること。また、単年ごとの内訳を添付すること。

イ 宛先は「所沢市長 藤本正人」とすること。

事業実績(他市での実績等)

業務体制(本業務を担当する全ての者の資格・実績等を記載すること)

提出部数

正本1部及び副本(上記 ~ 、カラーコピー可)15部

その他

提案書及びプレゼンテーション資料等の作成に要する費用については、提案者の負担とする。

正本には社名及び代表者名を明記することとし、副本には提案者を判別できるような社名やロゴマーク等は使用しない。

提出された資料については返却しない。

企画提案書の提出後、その内容の変更は認めない。

提出書類が期限内に提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合及び参加資格を満たしていない場合は無効とする。

9 優先交渉権者の選定

本市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置する。

選定にあたっては、実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認した後、選定委員会が定める評価基準に従い審査する。なお、参加申込者が1者であっても審査を行う。

一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等により審査を実施し、二次審査対象者を選出する。

一次審査の結果については、令和4年5月13日(金)を目途に事業者に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果についての問合せには応じない。

二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを実施する。なお、出席者は最大3名とし、本業務に従事する予定の管理技術者及び担当技術者は必ず出席するものとする。詳細については別途、通知によるものとする。

審査日時：令和4年5月23日（月）

審査会場：対象者に対して別途通知する。

発表時間：説明15分、質疑応答15分程度

時間・会場は事業者ごと別途通知する。

二次審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。また、優先交渉権者に加え、評価が2番目に高い提案者を次点者として選定する。最終審査結果は令和4年5月30日（月）に事業者に対して、個別に電話又は電子メールで連絡し、併せて文書で通知する。なお、審査結果についての問合せには応じない。

10 審査ポイント

項目	内容	配点	
業務実績	業務の遂行にあたり、十分な実績を有しているか	5	5
業務体制	業務を遂行する上で技術者及び人員が適切に配置され、業務分担できているか	5	10
	工程計画が適切かつ効率的に組まれているか	5	
提案内容	本市の地域特性を適切に理解し、課題等を十分に把握し、分析できているか	10	80
	課題解決に向けた必要事項及びプロセスが描けているか	10	
	デジタル化、脱炭素・SDGs 等との連携について明確に提案されているか	15	
	本市の施策を理解し、それらに基づいた提案内容であり、理論的かつ実現性のあるものか	20	
	独自性及び創意工夫のある提案内容になっているか	10	
	資料が簡潔に作られており、市民にも理解しやすいものになっているか	10	
	質疑に対して明確な回答が出来ているか	5	
金額	企画提案内容と見積額が妥当なものであるか	5	5
合計		100	

評価が最も高い提案者の合計点数が6割を超えない場合は、優先交渉者として特定せず、該当者なしとする。

合計点数が同点の場合は、提案内容の項目の合計点が最も高い提案者を優先交渉者として選定する。

11 契約の相手方の決定方法

本市は、優先交渉権者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者が、業務履行に必要な能力を有しない場合等、契約締結に至らなかった場合は、次点者と契約締結の協議を行う。

12 その他留意事項

提出された企画提案書等については、所沢市情報公開条例に規定する請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

本市は、選定された事業者と協議を実施するなかで、業務の具体的な実施に関して、提案書の内容の変更や新たな提案を求めることができる。

プレゼンテーション審査時に使用するプロジェクター（HDMI又はVGA入力）及びスクリーンは本市が準備し、パソコン等は提案者が用意するものとする。本計画の策定期間は2年を予定しているが、本プロポーザルにより契約候補者になったことをもって、令和5年度の委託業務における契約候補者となることを確約するものではない。

新型コロナウイルス感染症の影響により、プレゼンテーション審査の開催が困難な場合は、別の方法で開催又は延期する場合がある。その場合は、別途通知する。

13 提出・問合せ先

359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市街づくり計画部都市計画課 担当：小暮・秋葉・大野

TEL：(04)2998-9192 / FAX：(04)2998-9163

E-mail：a9192@city.tokorozawa.lg.jp